

ご意見を募集します！

公明党京都市会議員団は、9月議会に 「議員提案政策条例」を提出します！

このたび、公明党京都市会議員団は、「(仮称)京都市自転車安心安全条例」を提出させていただくこととなりました。

下記に、「提出の意義」「提案理由」「条例の概要」をご説明申し上げますとともに、「条例骨子」をご紹介します。

市民の皆さまの、率直なご意見・ご感想をいただき、より市民目線の反映した“議員立法”としてまいりたいと存じますので、最後のページをプリントアウトし、ご意見を記入していただいた上で、FAXにてお送り下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご意見募集期間は、平成22年7月30日(金)～8月30日(月)です。

I. 議員提案政策条例提出の意義

近年、地方分権・地域主権の流れの中で、地方議会の改革とともに、議会や議員への期待の声も高まってきています。

京都市会でも「議会改革」への議論が重ねられ、定例の議員研修には、ここ数回は地方自治専門の識者を招き、地方議会のあり方等を研鑽するなど、先進事例の調査研究をすすめてきております。

そうした中、わが公明党京都市会議員団は、行政への監視やチェック機能の強化はもちろんのこと、従来以上に「政策立案」「政策提言」が重要であるとの認識に立ち、広範な市民の声を集約する調査活動を展開してまいりました。

そこで、京都活性化の大きな第一歩として、議員提案政策条例として取りまとめ、9月議会に提出させていただきたく考えております。

市民の皆さまにおかれましては、条例提案の主旨にご賛同いただき、ご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

Ⅱ. 自転車安心安全条例の提案理由

自転車安心安全条例を提案する主な理由として、以下の6点を申し述べます。

1. 現在、本市は「歩くまち」を標榜し、公共交通や自転車を推進しており、2月と5月に開催された「マナーアップキャンペーン」は大きな期待と関心を集めています。3月からは「自転車マナー向上適正化協議会」も始まっており、機運も盛り上がっています。
2. 本年は、「歩くまち憲章」を制定した時期であり、また、3人乗り自転車レンタル制度が10月より導入されることも決定しています。同時に、観光客向けレンタサイクル事業等も民間で本格化しつつあります。ここで市としての条例を新たに実施する意義は大きいものと存じます。
3. 本市は、府下の他都市と比べ住宅密集地が多く、特に高齢者と学生が共生しているという地域特性があります。商店街や一方通行等の細街路がきわめて多く、自転車の関係する交通事故発生件数は、10年前に比べ3倍以上に増加しています。市の特性に適合した条例を制定する必要性は、極めて大きいと存じます。
4. ここ数年、あるくまち京都の積極的施策（自転車セッション等）が推進される中、学生やNPOが独自に展開されるユニークかつ主体的なフィールドワークも展開され、市民意識も高まり、自転車と歩行者の共存が注目されており、制定の意義は大きいと存じます。
5. 全国の自治体で、1,000以上の自転車関係の条例がありますが、本市はじめ、ほとんどが不法駐輪対策の関係であり、安心安全・マナー向上の条例は、政令市では制定されておらず、全国に先駆ける意義は極めて大きいものと確信いたします。
6. 警察行政を所管する府議会においても、年々、各会派の議員が「自転車問題」を取り上げ、事故防止・環境整備・マナー向上等について、積極的発言を展開されています。市の条例制定によって、府市協調の流れが加速し、市民にとって大きな効果を発揮するものと確信いたします。

Ⅲ. 自転車安心安全条例の概要

1. 条例の名称：(仮称)京都市自転車安心安全条例

2. 条例の目的：市民ぐるみで、自転車マナー向上と事故防止をはかり、交通安全推進に寄与する

3. 条例の特徴：
 - ①細街路や高齢者の多い本市の特性に適合

 - ②自転車関係事業者に、小売業だけでなく、中古者販売業や、レンタル業も含む

 - ③自転車損害賠償保険に関し、市・事業者・自転車利用者各々の責務を明記して、実効性を向上させる

 - ④商店街での自転車事故防止について詳しく明記

 - ⑤自転車交通安全教育等の充実を明記

IV. 自転車安心安全条例の骨子

(1) 条例の目的

1. 自転車の安全な利用を促進するため、自転車利用者の意識の向上をはかる
2. 本市、自転車利用者、関係事業者等の責務と役割を明らかにし、観光客へのもてなしの向上をはかる
3. 市民や観光客がかかわる自転車に関する事故の防止
4. 自転車の秩序ある利用の推進による交通安全の推進に寄与

(2) 市の責務

1. 自転車の安全な利用に関する市民の意識の啓発し、観光客へのもてなしを向上するため、関係団体や事業者の活動を支援する事業を推進するものとする。
2. 自転車の点検整備を促進するための情報提供、その他の必要な措置を推進。
3. 自転車利用者に、自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済(「自転車損害保険等」)に加入するよう勧奨。

(3) 自転車利用者の責務

1. 道路交通法、府条例その他の法令の規定を遵守し、下記の事項を励行することにより、自転車の安全な利用に努める。
 - (1) 自転車の通行を禁止している場所や、禁止されている時間帯において運転しないこと。
 - (2) 携帯電話、イヤホン又はヘッドホンを使用しながら運転をしないこと。
 - (3) やむを得ず歩道等を走行する際には徐行に努め、傘を使用したり片手を離して運転をしないこと。
 - (4) 細街路や一方通行等の道路においては、歩行者や自動車の運行を妨げるような運転をせず、同時に左側通行を遵守する運転を励行すること。
 - (5) 歩行者に対して自己の進路を確保する目的で警音器を使用する等、安全を侵害しないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、他人に危害や迷惑をかけるような運転をしないこと。
2. 自転車の定期的点検および整備。
3. 「自転車損害保険等」に加入。
4. 6歳未満の幼児を乗車させる時は、安全確保の基準を満たす自転車を運転し、乗車用ヘルメットを着用。

(4) 自転車関係事業者の責務

1. 自転車関係事業者(新車・中古自転車の小売を業とする者およびレンタサイクル事業者)は、自転車の安全な利用の方法について市民の理解を深めるよう努める。
2. 市民、交通安全活動団体、本市が行う自転車の安全な利用の促進に関する取組に協力。
3. 自転車を販売する際に、「自転車損害保険等」の内容を説明し、未加入者に対して加入を勧奨する。
4. 「自転車損害保険等」に加入した自転車を販売した際は、更新時において再更新の啓発に努める。
5. 自転車を貸し出す際は、「自転車損害保険等」に加入している自転車を貸し出すよう努める。

(5) 市民の責務

1. 自転車の利用に関する法令その他の遵守事項を正しく理解し、それを実践するよう努める。
2. 市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努める。

(6) 自転車に関する事故防止のための商店街の取り組み

1. 商店街は、アーケード内や店舗前の道路上における自転車の事故防止及び歩行者の安全確保のために、本市、警察等の関係機関がおこなう取り組みと連携し協力するよう努める。
2. 商店街は、1の取り組みとして、指導員や誘導員の設置、通行制限等の広報活動、キャンペーン等の活動を実施する場合、市に支援策を要請することができる。
3. 市長は、商店街から届け出があったときは、支援策を講ずる。
4. 商店街を通行する自転車利用者は、道路交通法等の規定を遵守するとともに、商店街の安心安全の取り組みに協力するよう努める。

(7) 自転車交通安全教育等

1. 市は、府や他の市町村、学校、市民、交通安全活動団体等と連携し、効果的な自転車交通安全教育の実施に努め、府条例で定められた自転車交通安全教育事業を、積極的に推進。
2. 市立の小学校、中学校、高等学校は、児童・生徒の発達段階に応じた自転車交通安全教育を実施するよう努めるため、一定学年で必ず専門の講師を招聘した自転車交通安全教室のカリキュラムを組まなければならない。

3. 私立および国公立の小学校、中学校、高等学校、大学その他の教育研究機関は、学生に対して、自転車の安全な利用の方法についての理解が深まるよう啓発に努めなければならない。
4. 市は、府が進める自転車交通安全教育の促進を図る事業の円滑な推進に協力し、未就学児童を養育する保護者を対象とする自転車安全教育を推進する等の独自の事業を企画・推進するほか、市民や事業者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じる。
5. 市長は、府が委嘱した自転車安全利用推進員の活動が円滑かつ効果的に行われ、自転車の安全な利用の方法について市民の理解が深まるために、自転車交通安全教育、広報、啓発その他の自転車の安全な利用の促進のための、必要な支援を講ずる。

(8) 自転車に係る利用環境の向上

1. 市は、国、府および市民等と連携し、自転車利用環境の向上を図るため、必要な措置を講じる。

(9) 財政上の措置

1. 市は、自転車の安全な利用の促進に関する施策を推進するため、啓発活動をはじめとする財政上の措置を講じる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例は、運用状況や実施効果等を勘案し、第1条に規定する目的の達成状況を評価したうえで、条例施行から3年後に、見直しを行うものとする。

